

広島市障害者虐待通報ダイヤル委託業務に係る公募型プロポーザル説明書

1 プロポーザルの目的

虐待を受けている障害者の初期の安全確認やその後の支援を切れ目なく実施し、障害者の権利利益の擁護に資することを目的として、障害者の虐待に関する通報・届出・相談を24時間確実に受け付ける体制を構築するに当たり、専門的知識を有する民間事業者に委託することとしており、その委託に当たって、あらかじめ事業者を特定するため、公募型プロポーザルを実施する。

2 委託業務内容

(1) 業務名

広島市障害者虐待通報ダイヤル委託業務

(2) 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(3) 業務内容

別紙「広島市障害者虐待通報ダイヤル委託業務仕様書」のとおり。

(4) 概算事業費

本業務に係る費用は、次のとおりとする。

5,830,000円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）以内

(5) 契約担当課

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号（広島市役所 本庁舎3階）

広島市健康福祉局障害福祉部障害福祉課

TEL 082-504-2147 FAX 082-504-2256

E-Mail shougai@city.hiroshima.lg.jp

3 参加資格

参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 参加の申込日において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び広島市契約規則（昭和39年広島市規則第28号）第2条の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加の申込日において、法令に基づく営業停止処分を受けていない者であること。
- (3) 参加の申込日において、広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成8年広島市要綱）に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (5) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）のプライバシーマークの使用を認められていること又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証を取得していること。
- (6) 障害福祉サービスや相談支援の事業運営をしていない者であること。ただし、これらの事業を運営している者であっても、障害者虐待に対するマニュアルを整備している、又は自らが運営する事業所で虐待が疑われた場合には第三者機関と協力して調査を行う等、組織的かつ透明性の高い対応を行う体制が整備されている場合はこの限りではない。

4 公募型プロポーザル参加申込み

(1) 申込期間

公示日から令和7年1月30日（木）までの閉庁日（広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項各号に掲げる日をいう。以下同じ。）を除く毎日。午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 提出場所

前記2(5)に同じ。

(3) 提出方法

公募型プロポーザル参加資格確認申請書（様式 1）を作成し、前記 2 (5)へ持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）で提出すること。

(4) 提出した書類について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 参加資格確認結果の通知

令和 7 年 2 月 7 日（金）までに参加資格確認結果を通知する。

5 質問の受付と回答

(1) この説明書の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 公示日から令和 7 年 1 月 30 日（木）までの閉庁日を除く毎日。午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

イ 受付場所 前記 2 (5)に同じ。

ウ 受付方法 仕様書等に関する質問書（様式 3）に記入の上、電子メール又は FAX いずれかの方法で提出すること。提出にあたっては、質問書が受付場所に到達していることを電話により速やかに確認すること。

(2) 前記(1)の質問に対する回答は、質問者に直接回答するとともに、前記 2 (5)において、令和 7 年 2 月 14 日（金）までの閉庁日を除く毎日、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで閲覧に供するとともに広島市ホームページに掲載する。

6 企画提案書の提出

(1) 企画提案書記載項目

表紙には、「広島市障害者虐待通報ダイヤル委託業務企画提案書」と記載するとともに、提案者名を記載すること。（ただし、提案者名の記載は正本のみとし、副本には、社票などを含め応募者が類推できる表現は記載しないか、マスキングを施すこと。）

企画提案書に記載する内容は次のとおりとする。

区分	提案項目	企画提案書に記載する内容
1 方針及び体制	基本方針	・本業務を実施する上での基本方針を記載すること。
	管理体制	・本業務に関する指揮命令・責任体制を記載すること。
		・業務責任者の能力・実績（資格や経験内容・年数等）を記載すること。
		・従事者の雇用形態（正社員、派遣社員、契約社員等）及び能力・実績（資格や経験内容・年数等）を記載すること。
	実施体制	・人員配置の考え方及び具体的計画（人員が欠員した場合の対応及び具体的な勤務体制を含む）を記載すること。
・業務上必要な人材確保の方策や物品の調達・配置等の計画を記載すること。		
2 運営	効果的な業務運営	・業務状況の管理方法を記載すること。また、緊急な対応を要する案件か否かの判断基準や緊急な対応を要する場合の対応方法を記載すること。
		・市職員や警察等への連絡方法を記載すること。
		・業務内容の記録や報告の方法を記載すること。
	情報セキュリティ、個人情報保護	・一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）のプライバシーマーク等の取得状況及び情報セキュリティに関する組織的な取組を記載すること。
		・業務に関する個人情報を適切に管理する方法及び従事者に守秘義務を徹底させる方法を記載すること。

3 業務の履行能力	資質の確保	・業務開始前の研修に関する体制及び計画（講師、内容、実施時期及び時間等）を記載すること。 ・業務開始後の業務従事者に対する対応能力等の向上策を記載すること。
	業務実績	・過去 3 年間に於いて、国、地方公共団体、民間企業等から類似業務を受託したことがある場合には、その契約の相手先、業務名、業務内容、契約期間及び人員体制を記載すること。
4 その他	基本仕様書にない提案事項	・業務に関して有効だと考えられる事項、提案、アピールポイントなどを記載すること。

(2) 提出部数等

ア 提出部数 正本 1 部、副本 10 部

イ 書式体裁 大きさは、A4 判縦とし、表紙、裏表紙を含めて 20 頁以内とする。

（資料やイメージ図など、見やすくするため A3 判を使用する場合は、A4 判の大きさを 3 ツ折にすること。）

ウ その他 企画提案書は 1 者 1 提案とし、2 以上の企画提案書が提出された場合は失格とする。

(3) 提出期限及び提出場所等

ア 提出期限 令和 7 年 2 月 14 日（金）午後 5 時 15 分

イ 前記 2 (5) に同じ。

ウ 持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）で提出すること。

7 企画提案書の説明

企画提案書の提出後、参加者による提案内容の説明（プレゼンテーション）及び質疑応答を 1 者当たり 30 分程度行うことを予定している。

実施日時等の詳細は参加者に別途通知する。

8 審査方法

(1) 企画提案書の審査は、広島市障害者虐待通報ダイヤル委託業務審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行う。

(2) 審査委員会の委員は、次の職にある者をもって構成する。

委員長 障害福祉部長

委 員 障害福祉課長、障害自立支援課長、精神保健福祉課長、健康福祉企画課長

(3) 審査基準

区分	提案項目	企画提案書に記載する内容	配点		
1 方針及び体制	基本方針	・本市が定める業務目的を理解し、基本方針が提案されているか。	5	5	40
	管理体制	・指揮命令・責任体制が具体的に提案されているか。	5	20	
		・業務責任者の能力・実績（資格や経験内容・年数等）はどうか。	5		
		・従事者の雇用形態（正社員、派遣社員、契約社員等）及び能力・実績（資格や経験内容・年数等）はどうか。	10		
	実施体制	・円滑な業務実施のための人員配置、欠員時の対応等が具体的かつ的確に計画されているか。	10	15	
		・業務上必要な人材確保の方策や物品の調達・配置等の計画は適正なものか。	5		

2 運営	効果的な業務運営	・業務状況の管理及び緊急案件に係る判断基準や対応方法はどのように提案されているか。	10	20	30
		・市職員や警察等への連絡方法（緊急な対応を要する場合を含む）はどのように提案されているか。	5		
		・業務内容の記録や報告の方法はどのように提案されているか。	5		
	情報セキュリティ、個人情報保護	・プライバシーマーク及び情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の取得状況はどうか。また、情報セキュリティに関して組織的な取組が十分実施されているか。	5	10	
		・業務に関する個人情報を適切に管理する方法や管理体制が十分確保されているか。また、従事者に守秘義務を徹底する方法が具体的に示されているか。	5		
3 業務の履行能力	資質の確保	・業務開始前の研修に関する体制及び計画（講師、内容、実施時期及び時間等）は具体的かつ的確に計画されているか。	5	10	20
		・業務開始後の業務従事者に対する対応能力等の向上策は具体的に示されているか。	5		
	業務実績	・過去 3 年間に於いて、国、地方公共団体、民間企業等から受託した業務の内容・規模（人数等）はどうか。	10	10	
4 その他	基本仕様書にない提案事項	・本業務の効果を高めるための具体的な提案がなされているか。	10	10	10
合計			100		

(4) 最優秀提案者の特定

- ア 審査委員会において、得点の総計が最も高い提案をした者を最優秀提案者として特定する。
ただし、審査委員会において、本業務を実施する目的、内容にかんがみ、得点の総計が最も高い提案内容が、本市の求める最低水準(60 点)に達していないと判断された場合においては、この限りではない。
- イ 得点の総計が最も高い提案をした者が 2 者以上いる場合には、審査委員会で協議の上、最優秀提案者を特定する。

9 審査結果

審査結果は、全ての参加者に、書面により通知する。

10 契約の方法等

- (1) 最優秀提案者として特定された者と見積合わせを実施の上、随意契約をする。
- (2) 契約を締結する場合においては、契約締結日までに契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。
 - ア 保険会社との間に広島市長を被保険者とする履行保証保険を締結して、前記 2 (5) に提出したとき。なお、履行保証保険契約の締結に当たっては、事前に保険取扱機関の審査が必要であり、最優秀提案者特定後や契約締結日になって初めて保険の申込みをすると保険の締結ができない場合があることから、必ず事前のできるだけ早い時期に保険取扱機関と相談しておくこと。
 - イ 契約保証金免除申請書（広島市のホームページからダウンロードできる。）を前記 2 (5) に提出したとき。なお、契約保証金免除申請の承認には、次の(ア)から(イ)までに掲げる条件を全て満たしている必要がある。
 - (ア) 契約を締結しようとする日から過去 2 年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、これをすべて誠実に履行していること。
 - (イ) 広島市税について滞納がないこと。

(ウ) 消費税及び地方消費税について未納税額がないこと。詳細については、「契約履行実績による契約保証金の納付の免除について」(広島市のホームページからダウンロードできる。)を参照のこと。

なお、契約保証金免除申請の承認には、本市による審査が必要であり、契約締結日になって初めて契約保証金の免除を申請すると、本市において上記条件の確認ができない場合があることから、必ず最優秀提案者特定後のできるだけ早い時期に、前記 2 (5) に申請すること。

- (3) 企画提案の選定後、提案者と協議のうえ企画提案の内容に変更を加える場合、委託料の額を調整することがある。
- (4) 別紙「広島市障害者虐待通報ダイヤル委託業務仕様書」は、本業務の最低要求水準を示したものであり、特定された企画提案書の内容については、必要に応じて契約書にその内容を記載(添付)し、その履行を確保するものとする。
- (5) 最優秀提案者と協議が整わなかったときは、その特定を取り消すとともに、次順位の者を最優秀提案者として特定し、見積合わせの上、随意契約する。
- (6) 最優秀提案者が正当な理由なく契約を締結しないときは、その特定を取り消すとともに、次順位の者を最優秀提案者として特定し、見積合わせを実施の上、随意契約する予定である。また、決定を取り消された者は、契約予定金額に対する入札保証金相当の損害賠償金(契約予定金額の 100 分の 5)を支払うものとする。

1 1 その他

- (1) 企画提案及び契約手続等において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書がその提出期限までに到達しなかった場合は、企画提案書は提出できない。
- (3) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書等は返却しない。
- (5) 提出期限後における公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書の差替及び再提出は認めない。公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書について虚偽の記載をし、その他不正行為をした場合は、失格となること及び指名停止その他の措置を講ずることがある。
- (6) 提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書に係る内容は、最優秀提案者特定の目的以外に提出者に無断で使用しない。ただし、広島市情報公開条例(平成 13 年広島市条例第 6 号)第 7 条に基づき、開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて、開示請求者に開示する。
- (7) 公募型プロポーザルに参加しようとする者は、審査委員会の委員の選任後から本契約案件の受託候補者決定の公表までの間において、本契約案件に関して、直接、間接を問わず、自らを有利に、又は他者を不利にするように働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合は、参加資格を失うことがある。
- (8) 本業務委託に係る令和 7 年度歳入歳出予算(当初予算)が議決されなかった場合又は減額若しくは削除があった場合、当該契約手続を延期又は中止する。この場合、提案者の損害は補償しない。

1 2 問合せ先

前記 2 (5) に同じ。